

別海町告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和6年1月10日

別海町長 曾根興三

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル 10F

2 指定納付受託者に指定した日

令和6年1月10日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

出納室、町民課、税務課、西春別支所、尾岱沼支所、母子健康センター等  
で取り扱う各種手数料及び使用料

生涯学習センターみなくる、西公民館、東公民館、郷土資料館、郷土資料館加  
賀家文書館等で取り扱う各種施設使用料